

(2) 教育研究大会運営規則

- 第1条 本会の名称は、第〇〇回福井県小学校長教育研究〇〇大会と称する。
- 第2条 開催ブロックは、原則として、奥越・二州・福井・南越・若狭・鯖丹・坂井の7地区の順にもちまわりとし、開催市町村は、その地区内で決定する。
- 第3条 大会期日・日程は、理事会で決定する。
- 第4条 大会の主題、副主題および趣旨、研究協議題は、教育研究委員会で作成し、理事会に報告する。
- 第5条 大会参加者は、会員全員とする。
- 第6条 大会の運営、会計および研究紀要の作成については、開催ブロックが行う。
- 第7条 大会には、本会一般会計事業費より研究大会費を支出する。

付 則

この規則は、平成8年 4月 1日から施行する。

平成10年11月25日 改正（第1条、第6条）

平成27年 2月20日 改正（第2条）

(3) 福井県小学校長会年誌規定

(目 的)

- 1 当該年度の活動を記録し、将来の年誌編纂等に資する。

(内 容)

- 2 福井県小学校長会総会「要項」
- 3 福井県小学校長会「會報」
- 4 福井県小学校長教育研究大会「研究紀要」
- 5 全国連合小学校長会研究協議会「要項」
- 6 東海・北陸地区連合小学校長会教育研究大会等関係大会「要項」
- 7 専門委員会の資料（写真があれば各数枚）
 - ①人事行財政対策委員会
 - ・福井県教育委員会と語る会の内容等報告書
 - ・その他調査等の結果報告書
 - ②調査研究委員会
 - ・各種調査報告書
 - ・福井県関係および国関係教育の年間の動向とその内容のまとめ
 - ③教育研究委員会
 - ・東海・北陸地区および全国連合小学校長会研究協議会等の「要録・要項」
 - ・その他活動資料
 - ④編集広報委員会
 - ・福井県小学校長会「會報」
 - ・その他活動資料
- 9 各郡市の教育界の動向（各郡市ごとにまとめた紀要など）
- 10 その他必要と認められる資料
 - ・福井県小学校教育研究大会要項
 - ・福井県女性校長

(収集保管)

- 11 各専門委員会および各郡市理事等関係者は、年度末に所定の資料を会長に提出する。
- 12 会長は、その他必要な資料を収集し、年誌として一括保管する。

付則

この規定は、平成10年11月25日から施行する。

平成18年 2月23日 改正

平成21年 1月22日 改正

平成27年 2月20日 改正